

【年金制度の産前産後期間の保険料免除制度の概要】

◆免除の対象となる出産とは

妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産を含む)

	国民年金第1号被保険者	厚生年金の加入者
免除対象となる公的年金に加入する人	20歳以上60歳未満の自営業者、失業中の学生、勤務先で厚生年金に加入していないパート、アルバイトなど	70歳未満で、会社等で厚生年金に加入する会社員、パート、アルバイトなど
出産で年金保険料が免除になる期間	出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間。 多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間	産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日のうち、妊娠または出産を理由に仕事を休んだ期間
所得要件	所得要件なし	有給・無給を問わない
免除の手続き	本人が市区町村の国民年金窓口へ届け出	事業主が年金事務所へ届け出
免除の内容と老齢年金への反映	本人が負担する保険料は、全額払ったものとみなして年金額が計算されるので、年金が減ることはない	事業主と本人が負担する保険料を全額払ったものとみなして年金額が計算されるので、年金が減ることはない

【第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度】

◆制度の開始日 2019年4月1日

◆免除期間は、月単位で数える

■: 保険料が免除される月

単胎児の場合(4カ月)				出産月		
多胎児の場合(6カ月)				出産月		

2019年2月1日以降の出産が対象ですが、制度開始は2019年4月なので、

2019年2月出産は、4月分のみ免除

2019年3月出産は、4月分と5月分のみ免除

◆免除の届け出時期

出産予定日の6カ月前から届け出可能。ただし、届け出ができるのは2019年4月から

◆届け出用紙

2019年4月から、日本年金機構のホームページからダウンロードできる予定

◆添付書類

出産前に届け出る場合: 母子健康手帳など

出産後に届け出る場合: 出産日は市区町村で確認できるため原則不要(本人と子が別世帯の場合は、出産日や親子関係を確認できる書類が必要)

◆国民年金保険料を前納していた場合は、産前産後期間の保険料は還付される

メモ

- 厚生年金加入者の免除された保険料は、厚生年金制度全体で負担しています。
- 国民年金第1号被保険者の産前産後期間に免除される保険料は、第1号被保険者全体で負担することになり、これにより、法律上の国民年金保険料が月額100円引き上げられます。
- 国民年金第1号被保険者の産前産後期間は、年金保険料は免除されますが、付加保険料の納付や個人型確定拠出金の掛け金の拠出は可能です。

ねんきん
相談カフェ

産前産後期間の 保険料免除

2019年4月から国民年金第1号被保険者の産前産後期間の年金保険料の免除制度が始まります。対象となるのは、出産日が2019年2月1日以降の人です。

真希 4月からすべての女性の産休中の保険料が免除になると聞いたのですが、どういうことでしょうか。

先生 2019年3月までは、会社などに勤めている人のみ、健康保険料と厚生年金保険料が免除になりますが、4月からは、自営業や失業中の人の産前産後期間の国民年金保険料が免除になります。

真希 夫の扶養に入っている人はどうなっているのでしょうか？

先生 夫の健康保険の扶養に入っている国民年金の第3号被保険者は、健康保険料と国民年金保険料の負担がないので免除制度はありません。4月から免除対象となるのは、国民年金の第1号被保険者です。

真希 でも、第1号被保険者の免除は、所得審査がありますよね？

先生 いいえ、産前産後期間の免除

は所得要件がないんですよ。
真希 それはよいですね。免除された期間は、年金にどう影響しますか？ 第1号の免除期間の老齢年金は、受け取る額が少なくなると聞いたことがあります。

先生 真希さんが言うとおり、従来の第1号の免除期間は、免除になった分だけ老齢年金が少なくなりますが、でも、第1号の産前産後期間の免除期間は、その分の保険料を払ったものとして老齢年金が計算されますよ。

真希 出産する女性の支援制度が厚くなるんですね。

先生 新しい制度は4月スタートですが、出産日が2019年2月1日以降の人が免除の対象です。免除になる期間や手続きを整理しておきましょう。



相談者
真希(30歳)
会社員

横山玲子
(よこやま れいこ)
社会保険労務士

横山玲子社会保険労務士事務所
代表。ホームページ <https://www.w.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor